

入会金及び会費規則

平成 24 年 12 月 19 日制定

平成 26 年 3 月 26 日改正

平成 28 年 6 月 20 日改正

令和 7 年 6 月 9 日改正

令和 8 年 6 月 9 日改正

公益社団法人埼玉県不動産鑑定士協会（以下「当協会」という。）は、定款第 7 条の規定に基づき、入会金及び会費規則を次のように定める。

（入会金）

第1条 入会金は、次のとおりとする。

- 一 当協会に入会后 5 年以上経過した不動産鑑定士（不動産鑑定士補を含む。以下同じ。）が、業者として会員（以下「業者会員」という。）になろうとする場合は 20 万円とする。
 - 二 前号以外の者が業者会員になろうとする場合は 40 万円とする。
 - 三 埼玉県内に住所地を有する不動産鑑定士又は埼玉県外に住所地を有する不動産鑑定士であって埼玉県内に勤務地を有する者（以下「個人会員」という。）は、不動産鑑定士は 5 万円、不動産鑑定士補は 2 万 5 千円とする。
 - 四 定款第 5 条第 3 項に規定する特別会員の入会金は 2 万 5 千円とする。
 - 五 第一号及び第二号の場合にあっては、不動産鑑定業者として入会金を支払えば、当該業者の代表者である不動産鑑定士としての入会金は不要とする。
- 2 不動産鑑定業者の代表者でかつ不動産鑑定士である者の入会金については、前項第一号または第二号の規定を適用する。

（入会金の納期）

第2条 入会の承認が与えられた者は、代表理事（以下「会長」という。）が指定する日までに入会金を納入しなければならない。

（入会金の一部納入猶予等）

- 第3条 前条の規定にかかわらず会長は、入会の承認が与えられた者が会長が指定する日までに入会金の二分の一以上を納入し、残額について納入の猶予の申請があったときは、理事会の承認を得て、入会時から 2 年間を限度として納入を猶予することができる。
- 2 第 1 条第 1 項第三号の規定にかかわらず、不動産鑑定士が会員資格を喪失（以下「退会」という。ただし、懲戒処分による会員資格の喪失は除く。）してから 1 年以内に定款第 5 条第 2 項第 1 号又は第 2 号に該当することになり再度入会する場合には、入会金を納入することを要しない。
 - 3 第 1 条第 1 項第一号の 5 年の期間については、退会してから 5 年以内に再度入会した場

合、退会前の会員であった期間も参入することができる。

(入会金の減免)

第4条 別に定める規程により入会金の一部若しくはその全部の減免を受けようとする者について、会長は、理事会の承認を得て入会金の一部もしくは全部を減免することができる。

- 2 入会金の減免を受けようとする者は、理事会が定める入会金減免申請書にその理由を証する書面を添えて会長に申請するものとする。
- 3 理事会は、申し出のあった入会金の減免申請について遅滞なく審査し、会長はその結果を当該申請者に通知するものとする。

(資格変更等の入会金)

第5条 会員が、この規則に定める入会金が異なる会員に該当するに至った場合、その差額を納入しなければならない。ただし、個人会員が業者会員となる場合は、新規の入会として第1条第1項第一号、同第二号に規定する入会金を納入しなければならない。

- 2 会員が、この規則に定める入会金の異なる会員に該当するに至った場合、後の金額が前の金額以下であるとき、その差額は返還しないものとする。

(正会員及び特別会員の会費)

第6条 正会員の1半期当たりの会費は、次のとおりとする。

- 一 不動産鑑定業者 6万円

なお、不動産鑑定業者の代表者である不動産鑑定士が業者会員である場合、代表者である不動産鑑定士については、次号の会費は不要とする。

- 二 不動産鑑定士 6万円

なお、不動産鑑定士補は、2万円とする。

- 2 特別会員の1半期当たりの会費は、2万円とする。
- 3 年度途中で入会した者の会費の額は、入会日の属する半期分からとする。
- 4 年度途中で退会した者の会費の額は、退会日の属する半期分までとする。

(会費の納期)

第7条 正会員及び特別会員は、第6条の会費を、各半期の最初の月に納めなければならない。

(会費の納入猶予)

第8条 前条の規定にかかわらず、会長は、会員が天災その他やむを得ない事由により、会費の納入の猶予の申請があったときは、理事会の承認を得て納入時期を猶予することができる。

(資格変更等の会費)

第9条 会員が、この規則に定める会費の異なる会員に該当するに至った場合、その差額を納入しなければならない。

2 会員が、この規則に定める会費の異なる会員に該当するに至った場合、後の金額が前の金額以下であるとき、その差額は返還しないものとする。

(会費の減免)

第10条 会長は、別に定める規程により会費の一部もしくはその全部の減免を受けようとする会員について、理事会の承認を得て会費の一部もしくはその全部を減免することができる。

2 会費の減免を受けようとする会員は、理事会が定める会費減免申請書にその理由を証する書面を添えて会長に申請するものとする。

3 理事会は、申し出のあった会費の減免申請について遅滞なく審査し、会長はその結果を当該申請者に通知するものとする。

(入会金及び会費の使途)

第11条 入会金及び会費は、30%以上 50%以内を公益目的事業に使用し、残額を収益事業等及び法人会計に使用する。

附 則

1 この規則は、当協会設立の登記の日からこれを施行する。

2 第1条の期間の算定に当たっては、当協会設立時に社団法人埼玉県不動産鑑定士協会会員であった者は、当該会員であった期間を参入するものとする。

附 則

この規則は、平成28年6月20日からこれを施行する。

附 則

この規則は、令和7年10月1日からこれを施行する。

附 則

この規則は、令和9年4月1日からこれを施行する。